B型肝炎		
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
ロタウイルス感染症		
アナフィラキシー	四時間	（略）
腸重積症	二十一日	（略）
その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であって、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの	予防接種との関連性が高いと医師が認める期間	（略）

附　則

第十六条　令第一条の三第一項本文及び第二項に規定する厚生労働省令で定める者については、令和四年三月三十一日までの間、第二条中「五　麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあっては、妊娠していることが明らかな者」とあるのは、「五　麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者（令附則第三項の規定による読替え後の令第一条の三第一項風しんの項第三号に規定する五の二　風しんに係る予防接種の対象者にあっては、妊娠していることが明らかな者

者に限る。）にあっては、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者」と、同条第十号中「第二号から第六号まで」とあるのは、「第二号から第六号まで（第五号の二を除く。）」とする。

B型肝炎		
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（新設）		
		（略）
		（略）

附　則

第十六条　令第一条の三第一項本文及び第二項に規定する厚生労働省令で定める者については、平成三十四年三月三十一日までの間、第二条中「五　麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあっては、妊娠していることが明らかな者」とあるのは、「五　麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者（令附則第三項の規定による読替え後の令第一条の三第一項風しんの項第三号に規定する五の二　風しんに係る予防接種の対象者にあっては、妊娠していることが明らかな者

する者に限る。）にあっては、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者」と、同条第九号中「第二号から第六号まで」とあるのは、「第二号から第六号まで（第五号の二を除く。）」とする。